



食安発1014第1号
22消安第5965号
22水漁第1363号
平成22年10月14日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）に基づき取り扱っているところである。

今般、欧州委員会から、衛生証明書の魚病に関する証明事項の記載方法及びEU向け冷凍船の監視方法について指摘があったことを踏まえ、本要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、貴管下関係業者等への指導方お願いする。

対EU輸出水産食品の取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9. 登録後の事務</p> <p>(1) 産地市場及び消費地市場 (略)</p> <p>(2) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船</p> <p>ア 都道府県水産部局による施設等の監視等</p> <p>都道府県知事は、登録した養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船に、別添1の第8の基準に基づき<u>原則として年に1回以上</u>、都道府県水産部局の担当職員を派遣し、監視を行うこと。その際、別添5又は別添6のチェックリストにより、3.(2)及び(3)の登録要件が満たされていることの確認を行うこと。なお、監視が拒否された場合には、都道府県知事は速やかに養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を取り消すとともに、速やかに水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告をすること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の監視等</p> <p>登録したEU向け冷凍船又は生産漁船の食品事業者は、登録を行った都道府県(以下「登録都道府県」という。)において監視を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由の場合には、入港先の都道府県において監視を受</p>	<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9. 登録後の事務</p> <p>(1) 産地市場及び消費地市場 (略)</p> <p>(2) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船</p> <p>ア 都道府県水産部局による施設等の監視等</p> <p>都道府県知事は、登録した養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船に、別添1の第8の基準に基づき年に1回以上、<u>(ただし、1年以上帰港しない漁船については、帰港の都度。)</u>、都道府県水産部局の担当職員を派遣し、監視を行うこと。その際、別添5又は別添6のチェックリストにより、3.(2)及び(3)の登録要件が満たされていることの確認を行うこと。<u>併せて、1年以上帰港しないEU向け冷凍船の場合、当該EU向け冷凍船の食品事業者が、年に1回以上、別添6のチェックリストにより自主確認を行い、別紙様式25により、都道府県知事あて報告を行うこととし、都道府県知事は本報告内容が問題ないことを確認すること。</u>なお、監視が拒否された場合又は報告書の提出がない場合には、都道府県知事は速やかに養殖場等、EU向け冷凍船又は生産漁船の登録を取り消すとともに、速やかに水産庁長官及び農林水産省消費・安全局長に報告をすること。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ EU向け冷凍船及び生産漁船が他県へ帰港する場合の監視等</p> <p>登録したEU向け冷凍船又は生産漁船の食品事業者は、登録を行った都道府県(以下「登録都道府県」という。)において監視を受けることを原則とするが、当該都道府県に帰港できない等のやむを得ない事由の場合には、入港先の都道府県において監視を受</p>

けることができる。

入港先の都道府県において監視を受ける場合は、登録を行った都道府県から入港先の都道府県に対して別紙様式25により監視依頼を行い、入港先の都道府県水産部局がアの監視を行った後、その結果を別紙様式26により登録を行った都道府県水産部局に報告すること。

オ EU向け冷凍船及び生産漁船の食品事業者による帰港予定日の報告

EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船又は生産漁船が帰港する予定日の情報について、登録都道府県に対して別紙様式27により報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。なお、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者が帰港予定日について虚偽の連絡を行った場合は、登録都道府県は登録を取消すこと。

カ (略)

キ EU向け冷凍船の運航計画の報告

EU向け冷凍船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船の運航計画について、登録都道府県に対して別紙様式28により毎年4月の第1週までに報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。

ク・ケ (略)

10・11 (略)

別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1～7 (略)

第8 都道府県知事等による監視等の基準

1. (略)

2. 水産食品等の検査

けることができる。

入港先の都道府県において監視を受ける場合は、登録を行った都道府県から入港先の都道府県に対して別紙様式26により監視依頼を行い、入港先の都道府県水産部局がアの監視を行った後、その結果を別紙様式27により登録を行った都道府県水産部局に報告すること。

オ EU向け冷凍船及び生産漁船の食品事業者による帰港予定日の報告

EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船又は生産漁船が帰港する予定日の情報について、登録都道府県に対して別紙様式28により報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。なお、当該EU向け冷凍船又は生産漁船を管理する食品事業者が帰港予定日について虚偽の連絡を行った場合は、登録都道府県は登録を取消すこと。

カ (略)

キ EU向け冷凍船の運航計画の報告

EU向け冷凍船を管理する食品事業者は、登録を受けたEU向け冷凍船の運航計画について、登録都道府県に対して別紙様式29により毎年4月の第1週までに報告すること。また、都道府県は水産庁漁政部加工流通課に対して報告内容について報告すること。

ク・ケ (略)

10・11 (略)

別添1 施設の構造設備及び衛生管理等に関する基準

第1～7 (略)

第8 都道府県知事等による監視等の基準

1. (略)

2. 水産食品等の検査

(1) 指名食品衛生監視員は、年1回以上、第6の2.、3.、5.、6.及び7.の検査のための検体採取及び梱包を行い、製造者に対して、都道府県、保健所設置市、特別区の試験検査機関又は食品衛生法に定める登録検査機関（ただし、使用水の検査については、水道法に定める登録検査機関）にて検査を行うよう指示をすること。検体の採取及び梱包の際には、指名食品衛生監視員は、別紙様式29の検体送付票の検査員の記入欄に必要事項を記入し、2重にした合成樹脂製袋の間に入れて、封を閉じ、別紙様式30の封印シールを用いて封印し、凍結状態（ただし第6.7.の検体のみ冷蔵状態）とし、検体の品質保持のため、断熱材を備えた厚手の段ボール箱を用い、十分な量の冷媒とともに検体を梱包すること。ただし、梱包については、製造者が指名食品衛生監視員の監督下で行うことも可とするが、封印は指名食品衛生監視員が行うこと。

(2) (略)

3. (略)

第9・10 (略)

別添2・3 (略)

別添4 魚病に関する証明事項の記載方法について

衛生証明書のII. 2については、輸出水産食品が、以下1～5のいずれかに該当する場合は、記載方法1により、以下6に該当する場合は、記載方法2により、記載する。

1～3 (略)

4 自然海域等から漁獲されたものを由来としている場合

5 (略)

6 養殖場等由来の感受性魚種以外の魚類であって、殺処理され内臓除去されていない魚類である場合

<記載方法1>

(1) 指名食品衛生監視員は、年1回以上、第6の2.、3.、5.、6.及び7.の検査のための検体採取及び梱包を行い、製造者に対して、都道府県、保健所設置市、特別区の試験検査機関又は食品衛生法に定める登録検査機関（ただし、使用水の検査については、水道法に定める登録検査機関）にて検査を行うよう指示をすること。検体の採取及び梱包の際には、指名食品衛生監視員は、別紙様式30の検体送付票の検査員の記入欄に必要事項を記入し、2重にした合成樹脂製袋の間に入れて、封を閉じ、別紙様式31の封印シールを用いて封印し、凍結状態（ただし第6.7.の検体のみ冷蔵状態）とし、検体の品質保持のため、断熱材を備えた厚手の段ボール箱を用い、十分な量の冷媒とともに検体を梱包すること。ただし、梱包については、製造者が指名食品衛生監視員の監督下で行うことも可とするが、封印は指名食品衛生監視員が行うこと。

(2) (略)

3. (略)

第9・10 (略)

別添2・3 (略)

別添4 魚病に関する証明事項の記載方法について

輸出水産食品が、以下のいずれかに該当する場合

1～3 (略)

4 自然海域等から漁獲されたものを由来としている場合、又は養殖場等由来の感受性魚種以外で殺処理されたものである場合

5 (略)

<記載方法>

II

II.2～II.2.3.3及び脚注（略）

. 2については以下のとおり
II.2～II.2.3.3及び脚注（略）

<記載方法2>

II.2 ⁽³⁾ ⁽⁴⁾ Animal health attestation for fish and crustaceans of aquaculture origin

II.2.1 ⁽³⁾ ⁽⁴⁾ [Requirements for susceptible species to Epizootic ulcerative syndrome (EUS), Epizootic haematopoietic necrosis (EHN), Taura syndrome and Yellowhead disease

I, the undersigned official inspector, hereby certify that the aquaculture animals or products thereof referred to in Part I of this certificate:

⁽³⁾originate from a country/territory, zone or compartment declared free from⁽⁴⁾ [EUS] ⁽⁴⁾ [EHN] ⁽⁴⁾ [Taura syndrome] in accordance with Chapter VII of Directive 2006/88/EC or the relevant OIE Standard by the competent authority of my country;

(i) where the relevant diseases are notifiable to the competent authority and reports of suspicion of infection of the relevant disease must be immediately investigated by the official services;

(ii) all introduction to the relevant diseases come from an area declared free of an area declared free of the disease, and

(iii) species susceptible to the relevant diseases are not vaccinated against the relevant diseases]

II.2.2 ⁽³⁾ ⁽⁴⁾ [Requirements for species susceptible to Viral haemorrhagic septicaemia (VHS), Infectious haematopoietic necrosis (IHN), Infectious salmon anaemia (ISA), Koi herpes virus (KHV) and White spot disease intended for a Member States, zone or compartment declared disease free or subject to a surveillance or eradication programme for the relevant disease

I, the undersigned official inspector, hereby certify that the aquaculture animals or products thereof referred to in Part I of this

certificate:

~~(⁶) originate from a country/territory, zone of compartment declared free from (⁴) [VHS] (⁴) [H1N1] (⁴) [ISA] (⁴) [KHV] (⁴) [White spot disease] in accordance with Chapter VII of Directive 2006/88/EC or the relevant OIE Standard by the competent authority of my country;~~

~~(i) where the relevant diseases are notifiable to the competent authority and reports of suspicion of infection of the relevant disease must be immediately investigated by the official services;~~

~~(ii) all introduction to the relevant diseases come from an area declared free of an area declared free of the disease, and~~

~~(iii) species susceptible to the relevant diseases are not vaccinated against the relevant diseases]~~

II.2.3 Transport and labeling requirements

I, the undersigned official inspector, hereby certify that:

II.2.3.1 the aquaculture animals referred to above are placed under conditions, including with a water quality, that do not alter their health status;

II.2.3.2 the transport container or well boat prior to loading is clean and disinfected or previously unused; and

II.2.3.3 the consignment is identified by a legible label on the exterior of the container, or when transported by well boat, in the ship's manifest, with the relevant information referred to in boxes I.7 to I.11 of Part I of this certificate, and the following statement:

“(⁴) [Fish] (⁴) [Crustaceans] intended for human consumption in the Community” .

※ : 「(⁴) [Fish] (⁴) [Crustaceans] 」は、該当しないものに取消線を

引くこと。

(注) EU側が規制する魚病名と感受性種は以下のとおり。
(略)

別添5 (略)

別添6 EU向け冷凍船及び生産漁船についてのチェックリスト

実施日
実施者

チェック項目	評価	チェックポイント
1～22 (略)		(略)

注) 評価の欄には、適格 (A)、条件付き適格 (M)、又は不適格 (R) を記載すること
該当がない場合は該当無しとすること

別添7～別添13 (略)

別紙様式1～別紙様式24 (略)

別紙様式25 削除

(注) EU側が規制する魚病名と感受性種は以下の通り。
(略)

別添5 (略)

別添6 EU向け冷凍船及び生産漁船についてのチェックリスト

実施日
実施者

チェック項目	評価	チェックポイント
1～22 (略)		(略)

注) 評価の欄には、適格 (A)、条件付き適格 (M)、又は不適格 (R) を記載すること
該当がない場合は該当無しとすること

食品事業者が自主検査を行う場合は、チェック項目の評価を記載した根拠となる書類 (写真等) を添付して都道府県に報告すること

別添7～別添13 (略)

別紙様式1～別紙様式24 (略)

(別紙様式25 自主確認の結果報告書様式)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所
氏名

印

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

自主確認の結果報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日における、〇〇丸の自主確認の結果に関して、別添のとおり報告致します。また、本船の帰港予定日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日です。

別添

チェックリスト

別紙様式25～別紙様式30 (略)

別紙様式26～別紙様式31 (略)